

**刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて****—平成24年版犯罪白書の保護司の意識調査の意義・効果について—**

東北福祉大学 菅原 好秀 (4814)

キーワード：主観的言説、語り、社会復帰支援

**1. 研究目的**

平成24年版犯罪白書（以下白書とする）の特集である「刑務所出所者等の社会復帰支援」では、保護司がやりがいを感じた回答として、「保護観察対象者がだんだんと心を開いてくれているのを実感したとき。」「来訪や往訪を繰り返すうち、保護観察対象者や家族が成長していくこと。」「接しているうちに、言動が前向きになっていくこと。」など、更生への変化を感じ取れたときの感慨や、更生して保護観察が無事終了したときの笑顔や感謝の言葉が多く挙げられた点を挙げている。

本来、白書は、厳密な概念化とカテゴリー化を媒介としてその形式性において適切に作動し、普遍的ルールの客観的事実への厳格な適用を理念とする近代法の常識のもとで、感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントと目されるものは、白書の客観性と形式性の秩序とは対極にあるものと考えられる。そのため、保護司の主観的な意識調査が、社会事象や現象という社会的現実が存在する中で社会復帰支援にどのような影響を与えるのかが問題となる。この意識調査を社会復帰支援に応用するには、局所的、微視的であるにもかかわらず、白書は保護司の主観的な回答という意識調査の具体的な内容を挙げて社会復帰支援の効果を期待している。以下、この保護司の主観的な言説には、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて、どのような意義・効果があるのか、を研究目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

研究の視点および方法としては、白書の保護司の意識調査の主観的な内容の意義・効果を分析することで、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて保護司の意識調査が再犯を防止し安全・安心な社会を構築するにとどまらず、どのように社会に貢献する一員として再統合し、積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるのかを視点に置く。

**3. 倫理的配慮**

白書の事例は事案によっては特定の個人を対象とする場合があるため、当該事例を制度という視点と枠組みで検討を加えた。

**4. 研究結果**

本来、客観性の伴わない主観的な回答は、主観の世界で問題が改善されたとしても、それが社会性を持たなければ、社会復帰支援にはなっていないものと思われる。すべての保護司の主観が同一であるなどあり得ず、法制度、規則、社会的原則のもとで客観性をもった社会的解決でなければ社会復帰支援とは言えないのである。白書では、国によって進められた施策が地域社会における取組や民間の協力・参加へと拡充されるために、住居確保

等と就労に関するものを中心に、刑務所出所者等の社会復帰支援の現状と課題をできるだけ分かりやすく「説明」し、有益な情報を国民に「発信」することで、国民の協力や支援をその大きな目的としている。白書は、毎年、継続的に膨大なデータを提供し、制度や施策の効果を検証し、課題を明らかにし、日頃、一般の国民が接することが少ない領域の活動内容を紹介し、統計数値を示し、施策や活動内容を高め、国民の信頼を維持している。

刑務所出所者等の社会復帰支援では、白書では住居確保等と就労という概念に焦点があてられ、それに沿った問題発生に到るストーリーが作り上げられている。保護司は、刑務所出所者等との相互関係（対話）を通して解決に必要であると考えられる行動や行為を選択し、それを実践することにより、問題を解決することになる。

このように社会復帰支援は社会復帰の妨げとなった原因となる要素や環境を科学性と客観性をおびた因果律によって問題の関係を結びつけ、問題の把握を行い、客観性をおびた言説によって支配された知識と意味と行為によって、問題理解や社会復帰支援が進められているのである。ただ、社会復帰支援者である保護司の理解なくして社会復帰支援はあり得ないといえる。保護司に言語化できなかった事実を顕在化させ、顕在化した当事者の主観的事実に基づいたストーリーを語らせることにより、そこに固有の意味を持った社会復帰支援の根底が展開されるのである。そしてこの保護司の主観的な「語り」が国民に分かりやすく伝えられ、国民に社会復帰支援へむけて理解と積極的な協力が得られるものと思われる。刑務所出所者等の社会復帰支援は保護司のストーリーを言語化させ、そこに埋め込まれた問題を取り除き、新しいストーリーを作成させ、それを尊重し、当事者自身の意味の世界から現実を共有把握し、自らがなすべき行為や行動を発見できるように支えてゆくことも必要である。社会復帰支援に向けて問題と言われる当該の現実には、保護司として何が必要であり、保護司が何をすれば刑務所出所者が心地よく、いきいきと社会復帰ができるのかという視点を探求することができるようになれば、社会復帰支援が一層充実されるのである。更に、保護司として社会復帰支援に必要な行為・行動が引き出され、保護司が本来あるべき生き方を獲得し、保護司としての役割や存在価値を認識し、ひいては刑務所出所者等の社会復帰につながるものと考えられる。

## 5. 考 察

保護司の主観的な意識調査は、保護司同士の「社会復帰支援」の共通目的の情報共有とともに、刑務所出所者等に早く仕事について、規則正しい生活を送り、二度と犯罪をせず、健全な社会の一員として再統合し、更生意欲を高めて欲しいという日常的な「語り」が含まれ、その「語り」が国民の協力意識を向上させるものと思われる。専門的言説を中心としたアプローチとともに、民間篤志家という国民意識に近い保護司の意識調査という個別的体験に根ざす日常感覚的な日常的言説を白書に取り込むことによって、本来、犯罪者や非行少年とはなるべく遠ざけておきたい、関わりたくないという国民感情を軽減し、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて国民に積極的理解や支援が得られるものと思われる。